

会 議 録

| | | | | | | |
|--------------------|-----|---|----|------|------|----|
| 会議名 (審議会等名) | | 第3回(仮称)相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会 | | | | |
| 事務局 (担当課) | | 健康福祉局 こども育成部 こども青少年課 電話042-769-9811(直通) | | | | |
| 開催日時 | | 平成26年6月24日(火) 午後3時~5時 | | | | |
| 開催場所 | | 相模原市民会館 2階 第2中会議室 | | | | |
| 出席者 | 委員 | 9人(別紙のとおり) | | | | |
| | その他 | 0人 | | | | |
| | 事務局 | 3人(こども育成部長、こども青少年課長、他1人) | | | | |
| 公開の可否 | | 可 | 不可 | 一部不可 | 傍聴者数 | 3人 |
| 公開不可・一部不可の場合は、その理由 | | | | | | |
| 会議次第 | | 議 題 (1)(仮称)子育て支援・子どもの権利条例の検討について (2)その他 | | | | |

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

議 題

(1)(仮称) 子育て支援・子どもの権利条例の検討について

条例案の第 1 章及び第 2 章の修正案について

第 2 回検討委員会での協議により修正した条例案の第 1 章及び第 2 章について、事務局より説明を行った。最終章まで終わった段階で、全体を通して再度協議することとし、修正案としては一旦了承された。

(仮称) 子育て支援・子どもの権利条例案の第 3 章及び第 4 章について

委員長の進行により、事務局の案をもとに第 3 章から 1 条ごとに協議を行った。

・ 第 3 章 第 9 条 (市の責務) について

第 1 項「努めなければ」について、市としての責任というところで、努力規定で終わらないよう、一步踏み込んだ表現を。

第 4 項「広報・啓発」とあるが、広報は啓発の一つ的手段ではないか。

第 4 項「市民」とあるが、今まで出てきていない。表現を統一したほうが良い。

「子どもの権利の日」を設けてはどうか。

子どもの権利について知らない人にも、「子どもの権利の日」を設けることで周知できるのではないか。

「子どもの権利の日」に合わせて啓発することは、手法としては効果があると思う。

「子どもの権利の日」を設けることが可能か、法制担当課とも調整いただきたい。

・ 第 1 0 条 (家庭における権利の保障) について

第 3 項で、市の施策に「協力するよう努めるもの」とあるが、もう少し主体的に取り組むような表現が良いのではないか。

協力、支援では漠然としているので、親の責任を明確にした方が良い。

明確にすると、どこまで保護者に意識してもらうか、どこまで保護者に求めるのかが伝わるのではないか。

第 4 条との関連で整理すべきではないか。

・ 第 1 1 条 (子どもにかかわる施設における子どもの権利の保障) について

第 1 項の「子どもの気持ちに耳を傾け」は「気持ちを受け止め」くらいの表現ではどうか。

第2項「連携していくよう努める」は努めるにとどめて良いのか。連携はさらに必要になってくるのではないか。

第2項には、未然防止について入った方が良いのではないか。

虐待や体罰等の禁止規定を設けた方が良いのではないか。

禁止規定までは必要ないのでは。施設としてそういう前提があるのではないか。

悪意ではなく、子どもを傷つけてしまう場合もあると思うので、条文で規定するのは難しいのではないか。

大人の共通の責務として条文を設けてはどうか。

前文で、ある程度表現してはどうか。

・第12条（地域における子ども権利の保障）について

第1項は、文が長く、誰がどうするかがわかりにくい。

第1項の「地域の人」とあるが、社会を形成し、人を育てるのは「人」なので、地域に限定しなくても良いのではないか。

連携という言葉が多く出てくるが、連携を表や図式化したものはあるか。

あればわかりやすいと思うが、今は作成していない。

・第4章 第13条（子どもの参加の確保）について

第1項「提出された意見等」は、文書で出したイメージにとれるので、「表明された」や「提案された」などが良いのではどうか。

子ども会議を設けている自治体がある。実績としてプラスに働いているところがあれば、本市でも設けた方がいいのではないか。

第1項に「子どもが市政等について」とあるが、子どもの参加は市政だけでなく地域のことや、様々なことが考えられるので、そこが読み取れる表現にすべき。

第2項について、第6条にも似た表現があるが、関連性は。

第6条を意識しての繰り返しとなっている。

「意見を表明する機会」は、以前にあった子ども議会などを想定しているのか。

個別に色々あるので、手法は取り入れていく必要はあると考えるが、特定ものを想定してはいない。

・第14条（子どもの参加の促進）について

文が長いのでどこかで分けられないか。子どもが主体であることが読み取れない。

「周知及び普及・啓発」の部分は、前出の条との整合性を。

「意見表明や参加」「主体的な活動」は具体的に何か想定しているのか。具体的な想定はないが、子どもが参加できる場面をたくさん設け、そこに、子どもが参加しやすい仕組みや工夫を考えていく必要がある。イベント等にしても子どもが参加しやすい曜日や時間はいつなのかなどを考えていく。

いただいた様々な意見を元に修正し、法務担当課とも調整して、次回修正案を提示する。

(2) その他

特段の議題なし。次回の開催日程等の連絡を行った。

以 上

（仮称）相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会委員
出欠席名簿

| | 氏 名 | 所 属 等 | 備 考 | 出欠席 |
|---|-------|----------------------|------|-----|
| 1 | 岩城 栄二 | 横浜弁護士会 弁護士 | | 出席 |
| 2 | 大溝 茂 | 桜美林大学教授 | 委員長 | 出席 |
| 3 | 小川 紳夫 | 元小山小学校長（退職校長会） | | 出席 |
| 4 | 森 長秀 | 日本大学准教授 | 副委員長 | 出席 |
| 5 | 遠藤 靖明 | 公募委員 | | 出席 |
| 6 | 小林 祥子 | 公募委員 | | 出席 |
| 7 | 下鳥 良礼 | 相模原人権擁護委員協議会 | | 出席 |
| 8 | 田代 秀之 | 相模原市小中学校 P T A 連絡協議会 | | 出席 |
| 9 | 田所 昌訓 | 相模原市自治会連合会 | | 出席 |